

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市船越生涯学習交流館

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数①×②
【45点】 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。	× 1		
	「静岡市生涯学習施設条例」に定められている施設の設置目的、「静岡市生涯学習推進大綱」の理念や目標及び「静岡市生涯学習施設の配置適正化方針」の生涯学習施設の将来像などを十分に理解し、21館を一体で管理できる事業計画になっているか。	× 1		
	市が示した方向性や目標、その他仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 1		
	生涯学習事業や社会教育事業に関する事業計画は適切か。	× 1		
	市民主体のまちづくりを推進する人材の育成に関する事業計画は適切か。	× 2		
	市民、大学、市民活動団体等とのネットワーク等を有しているか。また、その連携及び協力並びにこれらの支援に関する事業計画は適切か。	× 1		
	市民の自発的な学習活動の機会の提供に関する事業計画は適切か。	× 1		
	生涯学習に関する情報の収集及び提供並びに相談に関する事業計画は適切か。	× 1		
	【所見欄】			
【20点】 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	施設利用者数を増やしていくための適切な方策が示されているか。	× 1		
	市民ニーズの把握と施設運営への適切な反映策が示されているか。	× 1		
	収支計画は妥当か。	× 1		
	【所見欄】			

事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していることと認められること。 <b>【25点】</b>	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。又は、類似施設の管理運営は十分か。	× 2		
	資格等を必要とする職員を含め、必要な人員が確保されているか。	× 1		
	職員の指導育成、研修計画等が整備されているか。	× 1		
	事故、災害など緊急時における対策は適切か。	× 1		
	<b>【所見欄】</b>			
管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。 <b>【10点】</b>	財務諸表等の状況は適正か。	× 1		
	過去数年間における利益又は損失の状況は適正か。	× 1		
	<b>【所見欄】</b>			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1  
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とする。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

**【意見欄】**